

# 投資信託説明書(交付目論見書)

2012年4月16日

## 円 寿 2

単位型投信／内外／債券

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



## 大和投資信託

Daiwa Asset Management

- 委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]  
大和証券投資信託委託株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
- ホームページ <http://www.daiwa-am.co.jp/>
- コールセンター 0120-106212(営業日の9:00~17:00)
- 受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行なう者]  
株式会社りそな銀行

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類			属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
単位型	内 外	債 券	債券 一般	年2回	グローバル(含む日本)

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ[<http://www.toushin.or.jp/>]をご参照下さい。

#### 〈委託会社の情報〉

委託会社名	大和証券投資信託委託株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	151億74百万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	9兆6,311億15百万円

(平成24年2月末現在)

- 本文書により行なう「円寿2」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成24年3月19日に関東財務局長に提出しており、平成24年4月4日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

## ファンドの目的

- 円建ての債券に投資することにより、安定した収益と信託期間終了時の元本の確保をめざします。

## ファンドの特色

**1** 信託期間（約3年半）以内に償還を迎える円建ての債券に投資します。

- ◆ 主として円建ての固定利付債に投資します。

### 固定利付債とは

・ 一般に固定利付債は定期的に同じ額の利息を受け取ることができ、満期償還時には額面金額が戻ります。

【イメージ】



- ◆ 残存期間が当ファンドの信託期間よりも短い銘柄の中から、利回り水準や信用力等を考慮して銘柄を選定します。

- ◆ 組入れる債券の格付けは、取得時においてA格相当以上※とします。

※R&I、JCR、S&P、フィッチのいずれかでA-以上またはムーディーズでA3以上

### 債券の格付けについて

信用度	R&I、JCR、S&P、 フィッチの場合	ムーディーズ の場合
高い ↑	AAA	Aaa
	AA	Aa
	A { A+ A A- }	A { A1 A2 A3 }
	BBB	Baa
	低い ↓	BB
	B	B
	⋮	⋮
	⋮	⋮

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ (Moody's) やスタンダード・アンド・プアーズ (S&P) といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

- ◆ 組入れた債券については、原則として、各債券の満期日まで保有します。

ただし、次の場合はこの限りではありません。

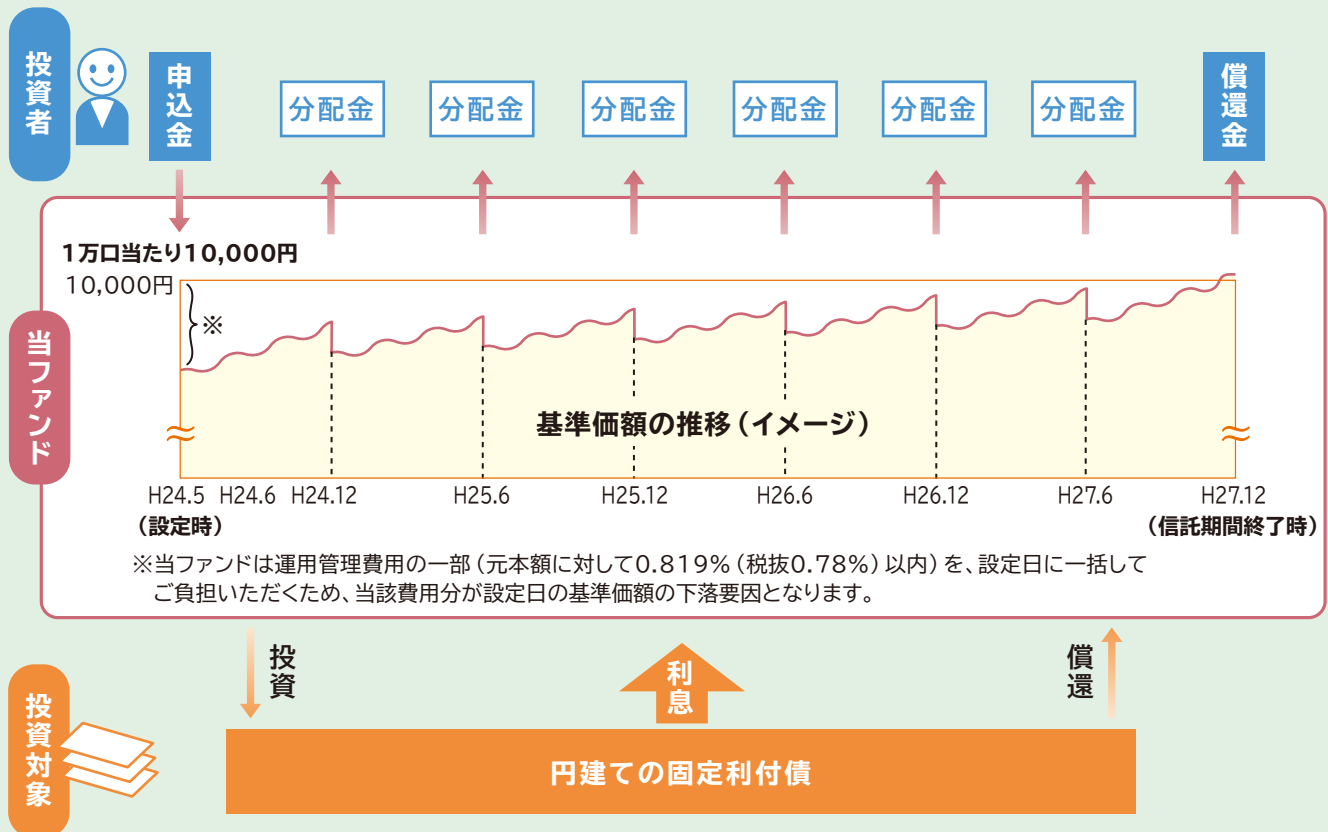
- ① 途中換金の申込みによって組入れた債券を売却する必要が生じた場合
- ② 組入れた債券の発行体に債務不履行等が発生した場合

## 2

### 信託期間終了時の元本確保をめざします。

- ◆元本確保とは、償還価額が1万口当たり10,000円を確保することをさします。
- ◆信託期間中は基準価額が投資元本を下回る水準となることが予想されます。
- ◆組入れた債券の発行体に債務不履行等があった場合、目標とする分配金額や信託期間終了時の元本確保を実現できなくなる可能性が極めて高くなります。

#### 〈当ファンドのイメージ〉



(注) 運用管理費用(信託報酬)については、市況環境、投資する債券の利回り水準等を総合的に勘案し、設定日に委託会社が決定します。

- ・上記はイメージ図であり、**実際の基準価額の値動きとは異なります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。**
- ・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。**分配金が支払われない場合もあります。**
- ・ファンドの**基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。**

・設定日直後、大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1. および2.の運用が行なわれないことがあります。

### 3 原則として、年2回、一定額（1回につき約15円～約40円、1万口当たり／税引き前）の収益分配をめざします。

※第1計算期末には、収益の分配は行ないません。分配開始は、平成24年12月の決算からになります。

#### 〈分配方針〉

毎年6月25日および12月25日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

（注）第1計算期間は、平成24年6月25日（休業日の場合翌営業日）までとします。

- ① 分配対象額は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のうちいずれか多い額とします。
- ② 原則として、経費控除後の配当等収益の範囲内で、一定額（1回につき1万口当たり約15円～約40円）の収益分配をめざします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※上記の目標とする分配金額は、将来の分配金の支払いおよび、その金額について保証するものではありません。組入れた債券に債務不履行等が発生した場合等には、目標とする分配金額をお支払いできない可能性があります。

#### 〈主な投資制限〉

- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への投資は、行ないません。

## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

### 〈主な変動要因〉

公社債の 価格変動 (価格変動 リスク・ 信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 組入公社債の発行体の債務不履行等によっては、目標とする分配金額や信託期間終了時の元本確保を達成できない場合があります。 当ファンドは、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があり、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
カントリー・ リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## 途中換金に関する留意点

- 途中換金時には、信託財産留保額（基準価額の0.5%）が基準価額から控除されます。
- 当ファンドは信託期間終了時の元本確保をめざしますが、途中換金時の換金価額は投資元本を下回ることが想定されます。

## その他の留意点

- 当ファンドは一般に次のような場合、目標とする分配金額や信託期間終了時の元本確保を実現できません。
  - ①組入れた債券に債務不履行等が発生した場合
  - ②解約資金を手当てするため組入れた債券を途中売却する際、信託財産留保額以上のコストが生じた場合
- 当ファンドは運用管理費用の一部を、設定日に一括してご負担いただくため、当該費用分が設定日の基準価額の下落要因となります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

## 運用実績

### 基準価額・純資産の推移

当ファンドは、平成24年5月22日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

### 分配の推移

当ファンドは、平成24年5月22日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

### 主要な資産の状況

当ファンドは、平成24年5月22日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

### 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドは、平成24年5月22日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

※当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

## お申込みメモ

購入の申込期間	平成24年4月16日から平成24年5月21日まで
購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	1万口当たり1万円
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額（1万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）
設定日	平成24年5月22日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
信託期間	平成24年5月22日から平成27年12月25日まで
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年6月25日および12月25日（休業日の場合翌営業日） （注）第1計算期間は、平成24年6月25日（休業日の場合翌営業日）までとします。
収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。
信託金の限度額	120億円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ〔 <a href="http://www.daiwa-am.co.jp/">http://www.daiwa-am.co.jp/</a> 〕に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。



## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

#### ■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

販売会社が別に定めるものとします。  
購入時手数料を徴収している販売会社はありません。

信託財産留保額

1万口当たり換金申込受付日の翌営業日の基準価額の**0.5%**

#### ■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用  
(信託報酬)

毎日：信託財産の純資産総額に対して**年率0.3045% (税抜0.29%) 以内**

委託会社	受託会社
年率0.273% (税抜0.26%) 以内	年率0.0315% (税抜0.03%)

※毎計算期末、途中換金および信託終了のときに信託財産中から支弁します。

設定日：信託財産の元本額に対して**0.819% (税抜0.78%) 以内**

販売会社
0.819% (税抜0.78%) 以内

※設定日に信託財産から支払われ、途中換金または繰上償還となった場合でも払戻しされません。

(注) 運用管理費用(信託報酬)については、市況環境、投資する債券の利回り水準等を総合的に勘案し、設定日に委託会社が決定します。

その他の費用・  
手数料

監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税 <sup>(注)</sup>	<b>配当所得として課税</b> 収益分配金に対して10% <sup>(注)</sup>
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税 <sup>(注)</sup>	<b>譲渡所得として課税</b> 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10% <sup>(注)</sup>

(注) 平成25年1月1日から所得税、復興特別所得税及び地方税が課され、税率は10.147%となります。

※上記は、平成24年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。